

島根県看護師等養成所施設整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県看護師等養成所施設整備費補助金（以下「補助金」という。）については、島根県医療介護総合確保促進基金（平成26年島根県条例第43号）を財源として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 この要綱における「看護師等養成所」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けている又は指定を受けることができる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。）とする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、看護師等養成所における施設整備を促進し、県内における看護師等の養成及び確保を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 県から整備に要する経費の一部を受けて本補助事業を実施できる者は、次の者（以下「補助事業者」という。）とする。

社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人。

ただし、一般社団法人又は一般財団法人並びに医療法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けられることのできる看護師等養成所に限る。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りでない。）

(補助金の対象除外)

第4条 次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算定するものとする。

ア 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア 交付決定額の2割を超える減額又は全ての増額

イ 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

ウ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所

等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第8条 補助事業者は、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、遂行状況報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、12月末現在の遂行状況を翌月10日までに知事へ報告しなければならない。

(概算払)

第10条 この補助金は、知事が必要があると認める場合は、交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、実績報告書(様式第3号)を事業完了後1ヶ月以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 事業が翌年度にわたるときは、年度終了実績報告書(様式第5号)を、この補助金の交付決定年度の3月31日までに、知事に提出しなければならない。

(その他)

第12条 特別な事情により、第5条、第7条から第9条及び第11条に定める算定方法ないし手続きによることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによる。

2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則(平成27年1月30日 医第1252号)

1 この要綱は、平成27年1月30日から適用する。

別表 1

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>次に掲げる基準面積に別表 2 に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>ア 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20 m² (ただし、2年課程(通信制)は3 m²)</p> <p>イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17 m²</p> <p>(2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。</p> <p>(3) 改築(移改築及び模様替えを含む)の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。</p> <p>(4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に16.2 m²を限度として加算した面積</p>	<p>学校又は養成所(寄宿舍を含む。)の新築、増改築に要する工事費及び工事請負費</p>	<p>2分の1</p>

(注1) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(注2) 増築又は改築により学生定員の増員を図る場合においては、「学生定員」は「今回の整備により増加する定員」と読み替える。

別表 2

施設の構造	基準単価 (基準面積あたりの単価)
鉄筋コンクリート	126,600円
ブロック	109,800円
木造	126,600円

(注1) 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。